

住まいの伝言板5月号

◆福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県子どもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計
(令和6年3月分)

◆ 居住支援法人をお探しの方へ

居住支援法人とは

改正住宅セーフティネット法(平成29年10月25日)の施行により、住宅確保要配慮者(※)に対して家賃債務保証の提供、住宅情報の提供・相談や見守りなどを実施する法人として都道府県が指定するものです。

※住宅確保要配慮者とは・・・

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者

福岡県の居住支援法人

県が指定した居住支援法人について、支援業務の内容などを分かりやすく検索できるポータルサイト([あんしん住まいナビふくおか](#))で閲覧できるようになりました。



県が指定した法人の業務や業務内容については、こちらでもご確認いただけます。詳しくは各法人にお問合せください。

[居住支援法人の一覧 \[PDFファイル/973KB\]](#)

居住支援法人の指定について

福岡県内で活動する居住支援法人として、住宅セーフティネット法第40条に基づく指定を受けるには、県に申請手続きが必要です。

指定を受けようとする法人の方は、以下の福岡県ホームページで手続きや申請書類等について確認してください。

[居住支援法人の指定について\(福岡県ホームページ\)](#)

詳細・お問合せ先: URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shienhojin.html>

福岡県建築都市部 住宅計画課 民間住宅係 Tel:092-643-3731 Fax:092-643-3737

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◆福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 福岡県マンション管理計画認定制度

福岡県では、県内の町村の区域を対象として、令和5年10月から、マンション管理計画認定制度を運用しています。「マンション管理計画認定制度」とは、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができる制度です。認定を取得することで、以下のようなメリットが期待されます。

- 区分所有者の管理への意識が高く保たれ、管理水準を維持向上しやすくなる
- 適正に管理されたマンションとして、市場において評価される
- (独)住宅金融支援機構による優遇措置
 - ・住宅ローン『フラット35』の金利引下げ
 - ・『マンション共用部分リフォーム融資』の金利引下げ
 - ・『マンションすまいの債』の利率上乘せ
- マンション長寿命化促進税制(固定資産税の特例措置)の活用 等

※市の区域におけるマンション管理計画認定制度に関しては、各市へお問い合わせください。

申請・問合せ等: URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/mansion-nintei.html>
福岡県建築都市部住宅計画課民間住宅係 TEL:092-643-3731



管理計画認定ってどんな制度？

分譲マンションが適切に管理されているかどうか、管理規約や長期修繕計画などの**管理計画に基づいて県が認定**する制度です。認定の有効期間は5年間です。



認定を受けるとどんなメリットがあるの？

管理状況について見直すきっかけとなって、住民の意識が高まるほか、適正な管理をされていると認定を受けることで、**市場での評価**が期待される、住宅金融支援機構の**積立利率上乘せ**などの金銭的メリットが受けられます。



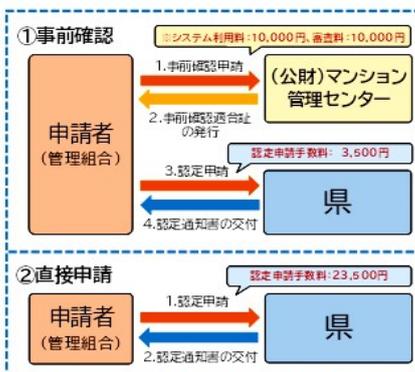
どんな流れで認定を受けるの？

まず、マンションの管理計画が基準を満たしているか確認します。次に、認定申請をすることについて集会(総会)で合意を得ましょう。その後、①か②の方法で申請します。

①(公財)マンション管理センターの**事前確認**を受けてから県に申請をするパターン

②事前確認なしで県に**直接申請**するパターン

詳しい手続きについては「申請の手引き」をご確認ください。



住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◆福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催空き家・住まいの終活無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 福岡県内の空き家対策のご案内

福岡県の空き家の総数は約33万戸で、そのうち賃貸・売却用の住宅や別荘等の二次的な住宅が約20万戸、その他の住宅は約13万戸となっています。(平成30年住宅・土地統計調査)

空き家は全国的にも増加傾向にあり、県内では人口や世帯数の減少に伴い、今後も空き家の増加は続くと考えられ、防災・防犯・衛生・景観等の面で大きな問題を生じさせ、いわゆる「空き家問題」として危惧されています。

1. 福岡県空き家活用サポートセンター <http://www.fkjc.or.jp/jigyoi/iekatsu-2>

福岡県では、空き家の活用・処分と発生抑制を図るため、「福岡県空き家活用サポートセンター」愛称「イエカツ」を設置しています。

このサポートセンターでは、専門知識を有する相談員が、空き家の所有者等に対する相談対応から、その活用・処分の具体的な提案、さらには専門事業者とのマッチングまでをワンストップで行います。

ぜひお気軽にご相談ください。

○所在地 : 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階
(一財)福岡県建築住宅センター内

○相談時間: 月曜から金曜(祝日、年末年始を除く)9時~17時

○電話番号: 092-726-6210



2. 福岡県版空き家バンク

福岡県では、福岡県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会福岡県本部と協定を締結し、県内全域の空き家情報を提供するシステムを構築しています。宅建事業者が仲介する市町村「空き家バンク」の空き家情報が横断検索でき、空き家の利用希望者が効率よく物件を探すことができます。

(1) 空き家DE暮らす”住むを愉しむ”福岡県空き家バンク
(福岡県宅地建物取引業協会の情報サイト)

<https://akiyabank.f-takken.com/>

(2) ラビーネット福岡県空き家バンク
(全日本不動産協会福岡県本部)

https://rabbynet.zennichi.or.jp/div_fukuoka/buy/house/special/akiya/fukuoka/

詳細・問い合わせ先:

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/akiyataisaku.html#pagetop>

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◆福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 福岡県主催 空き家・住まいの終活の無料相談会

中間市

◎日時:令和6年6月13日(木)10:30~15:30

◎場所:中間市役所 3階特別会議室(中間市中間1-1-1)

※アクセスについては、コチラ([外部リンク](#))をご覧ください。

北九州市

◎日時:令和6年7月2日(火)10:30~15:30

◎場所:八幡西生涯学習総合センター 大会議室

(北九州市八幡西区黒崎3-15-3コムシティ3F)

※アクセスについては、コチラ([外部リンク](#))をご覧ください。

《申込・問い合わせ先》 福岡県空き家活用サポートセンター

URL: <https://www.fkjc.or.jp/jigyo/iekatsu-2/2998-2-2-2>

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1アクロス福岡東オフィス3階

(一財)福岡県建築住宅センター内

電話:092-726-6210 E-mail:iekatsu@fkjc.or.jp

出張相談会

対象者	○県内に空き家をお持ちの方 ※県外に居住されている方もご相談いただけます ○県内の持ち家に居住中の方 ※原則、所有者の方による相談ですが、ご親族(相続予定者)の方も ご相談いただけます
内容	○空き家の相続に関する相談 ○空き家の売買・賃貸に関する相談 ○空き家の活用に関する相談 など
費用	無料
予約	原則、事前予約制となります ※詳しくは、下記の《申込について》をご覧ください
留意事項	○ご来場の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため基本的な感染 防止対策をお願いします。 ○出張相談会等をやむを得ず中止する場合、当センターホームページに てお知らせいたします。 ○当日は、固定資産納税通知書など建物の情報がわかるもの をご持参ください

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催 空き家・住まいの終活 無料相談会

◆福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノバ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

福岡県は、市町村を通じて、木造戸建て住宅の性能向上改修工事(耐震改修工事・省エネ改修工事)等に要する費用の一部を補助しています。補助の実施状況、補助対象要件、補助金額等は市町村により異なりますので、お住まいの市町村にご確認ください。

令和6年版

耐震化と省エネ化による 安全・快適な住まいづくりを支援します!



「木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金」のご紹介

福岡県は、木造戸建て住宅性能向上改修工事等に要する費用の一部を、市町村を通じて補助しています。

対象となる住宅

- ① 昭和56年5月以前に建築された2階建以下の木造戸建て住宅
- ② 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅

※補助の実施状況や条件等は、市町村によって異なります。お住まいの市町村にご確認ください。(市町村の連絡先は、裏面をご参照ください。)

補助対象経費

- 性能向上改修工事*
①、②の条件を満たした住宅の性能向上改修工事費用
- 建て替え等に伴う除却
①+②の条件を満たした住宅を除却し、耐震性のある住宅への建て替えや転居を行う場合の除却費用

〈性能向上改修工事の例〉



福岡県

詳細・お問合せ先: URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumai-taisin.html>

福岡県建築都市部 住宅計画課 計画係 Tel:092-643-3732 Fax:092-643-3737

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催 空き家・住まいの終活 無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◆福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◆耐震化に係る相談窓口

◆生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計 (令和6年3月分)

- ◆ 福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度
- ◆ 耐震化に係る相談窓口
- ◆ 生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

その他福岡県の耐震化・省エネ化の取組

福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

耐震診断アドバイザーを現地に派遣し、地震に対する強さを総合的に診断します。

- 一般診断:《利用者負担額》6,000円
床下・小屋裏に進入して調査し、目視で壁の仕様等を確認した上で、耐震性の診断を行います。
- 簡易診断:《利用者負担額》3,000円
目視の範囲(床下・小屋裏には進入しません)で住宅を調査し、地震に対する安全性について簡易な診断を行います。

問い合わせ先	住まいの安心リフォームアドバイザー派遣事務局
TEL	092-582-8061
FAX	092-582-8162
所在地	春日市原町3-1-7クローバープラザ敷地内
開館時間	9:00~17:00(月曜、第3日曜は休館)

耐震化に係る相談窓口

(一社)福岡県住宅リフォーム協会では、福岡県の補助を受けて、耐震診断・性能向上改修工事の相談を受け付けています。

問い合わせ先	(一社)福岡県住宅リフォーム協会
TEL	☎0120-782-783 (TEL092-621-7038)
所在地	福岡県福岡市東区社領1-2-9
電話相談	平日10:00~17:00
対面相談	要予約

生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

福岡県のモデル住宅「生涯あんしん住宅」において「耐震展示コーナー」の設置や省エネ・創エネ機器の展示を行っています。

壁の耐震化



省エネルギーガラス



太陽光発電(屋根上部)



地中熱利用換気システム



TEL	092-582-8061
所在地	春日市原町3-1-7クローバープラザ敷地内
開館時間	9:00~17:00(月曜、第3日曜は休館)

耐震改修・省エネ改修技術者講習会の受講業者リストの公開

福岡県では、耐震改修事業者や省エネ改修事業者向けの技術講習会を実施し、講習を修了した事業者を登録して、県のホームページで公開しています。

福岡県木造戸建て住宅耐震改修事業者技術講習会受講修了事業者名簿
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taisin-jigyousyameibo.html>



福岡県既存住宅省エネルギー改修事業者技術講習会受講修了審査合格者名簿
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shouene-koushukai.html>



市町村の連絡先

(「木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金」の申込み)

福岡県のホームページでご確認ください。
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumai-taisin.html>



このチラシに関するお問い合わせ
福岡県 建築都市部 住宅計画課 計画係
TEL092-643-3732 FAX092-643-3737



詳細・お問合せ先: URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumai-taisin.html>

福岡県建築都市部 住宅計画課 計画係 Tel:092-643-3732 Fax:092-643-3737

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◆住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 住まいの健康診断

社会経済情勢の変化等を背景として、日本の住宅市場は大きな転換期を迎えています。

住宅の新設着工戸数は減少し、今後中古住宅市場の需要はますます増大していくと考えられます。そのような中、福岡県では、住宅を購入する方・売却する方双方の不安を解消するため「住まいの健康診断」を実施しています。「住まいの健康診断」は、改正宅建業法で規定されるインスペクション(建物状況調査)に該当する調査です)

※令和6年度の受付は4月1日より開始いたします。

令和6年度より、**若年世帯・子育て世帯の購入希望者は、お得な料金でご利用**できるようになりました。

※詳しくは**料金表**をご覧ください。

●対象物件

以下の条件を全て満たした中古一戸建て住宅(主たる建築物)及び共同住宅(住戸単位)を対象

- ① 敷地が福岡県内であること
- ② 売却予定であること

※ただし新築後1年内の住宅で居住実績のないものは除きます。

※売却予定でない物件についてはご相談下さい。

建物種別	概要	検査内容
木造・鉄骨造	構造(※1)、雨漏り、設備配管等全31項目について、床下や小屋裏(※2)までチェックを行います。 ※1 耐震性能に関する調査は除きます。耐震診断はオプションで調査を行うことができます。 ※2 点検口が無い小屋裏及び床下部分及び隠ぺいされた部分については調査を行うことができません。小屋裏、床下への進入調査はオプションで調査を行うことができます。	
鉄筋コンクリート造	構造(※1)、雨漏り、設備配管等全24項目 ※1 耐震性能に関する調査は除きます。	

●調査内容：目視及び計測により建物の状態を調査します。

●申込方法：申込手続きについては、仲介する不動産事業者を介してお申込みください。

●基本診断料金 一戸建て住宅・・・66,000円(税込)

・基本診断部分は、福岡県、(公社)福岡県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会による補助があるため、ご利用者の負担額が軽減されます。

※詳しくは**料金表**をご覧ください。

・各補助金は予算の上限があるため、上限に達し次第終了し、該当の補助金分は申込者の負担となります。

・調査日の2日前(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)までに入金してください。なお、入金が確認できない場合には、調査を実施することができませんので、ご了承願います。

・費用の振込先は、申込受付時にご連絡いたします。

・調査を中止する場合は調査日の2日前(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)までに申し出てください。それ以降に申し出があった場合は調査に係る実費を請求させていただく場合があります。

申込・問い合わせ先：URL http://www.fkjc.or.jp/jigyo/shindan_gaiyou.php

一般財団法人 福岡県建築住宅センター TEL: 092-781-5169

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◆福岡県こどもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◇新設住宅着工統計(令和6年3月分)

◆ 福岡県こどもリノベ補助金

令和6年度「福岡県こどもリノベ補助金」の受付を開始します！

福岡県では、若年世帯 又は 子育て世帯が購入した中古住宅や、同居する親世帯の持家に行うリノベーション工事に係る費用の一部を補助いたします！

令和6年度より、**補助区分を撤廃**するなど、これまでより**使い勝手の良い補助**になりました。

▼ 補助対象者

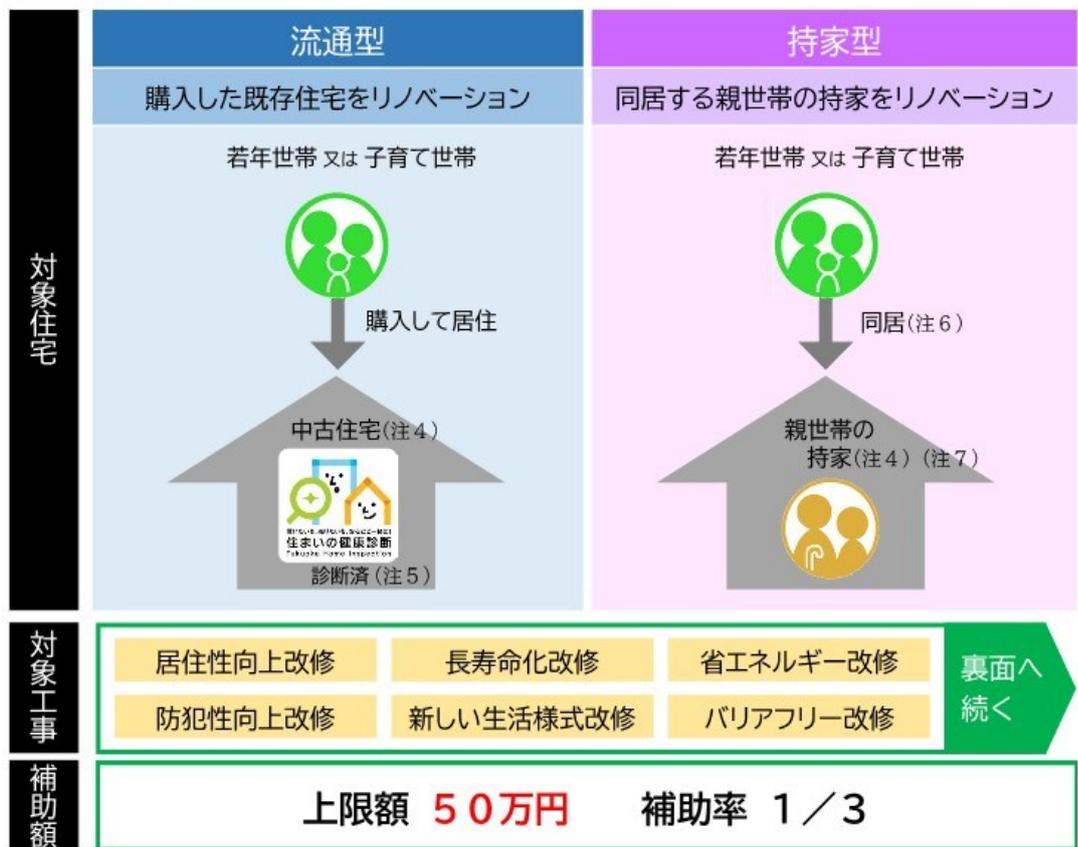
【若年世帯】配偶者との年齢の合計が80歳以下(注1)となる世帯
 【子育て世帯】同居者に18歳未満(注1)の者 又は 妊娠している(注2)者がいる世帯
 【同居予定親世帯(持家型のみ対象)】若年世帯 又は 子育て世帯と同居予定の親世帯(注3)

(注1) 令和6年4月1日時点で、80歳以下、18歳未満であること

(注2) 交付申請の時点で、妊娠していること

(注3) 直系尊属(父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族)に該当する者がいる世帯

▼ 補助概要



(注4)福岡県が認める住宅支援策を実施する市町村にある既存住宅/過去に当該補助金を受けたことがない住宅/リノベーション工事完了後に耐震性を有する住宅(すべてに該当する必要があります)

(注5)「住まいの健康診断(福岡県建築住宅センターで実施している建物状況調査)」を受けている中古住宅

(注6) 交付申請前までに同居している場合は対象外

(注7) リノベーション工事完了後に床面積が100平方メートル以上の住宅であること

【問い合わせ先】 福岡県 建築都市部 住宅計画課 住環境整備係

TEL : 092-643-3734 (直通) / E-mail : jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp

詳細 URL

<https://www.pef.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-renove-hojo.html>

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催
空き家・住まいの終活
無料相談会

◇福岡県木造戸建て
住宅性能向上改修促進
事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での
耐震・省エネ性能の高い
住まいに関する展示

◇住まいの健康診断

◇福岡県こどもリノベ補助金

◆福岡県ゆとりある
住まいづくり協議会新規
会員募集

◇新設住宅着工統計
(令和6年3月分)

◆ 福岡県ゆとりある住まいづくり協議会 新規会員募集

福岡県ゆとりある住まいづくり協議会は、県民の住まいに対する関心を高め、良質な住宅の供給及び良好な住環境の整備を促進することにより、生活の豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりの推進に寄与することを目的に活動している協議会です。

毎年、優秀な施工技術により成果を
治めた建築業者の表彰を行っています。

福岡県が発注する工事の入札情報を、
会員の方に随時メールでお知らせして
います。

毎年、住宅や住環境に
関する先進事例等の現
地視察を行います。

事業内容

毎年、建築・住宅に
関する研修会、講演
会を開催しています。

住宅関連等に関する説明会や技術講
習会、イベントなどの情報を毎月
メールマガジンにて配信し、ホーム
ページに「住まいの伝言版」を掲載
しております。

住まいづくりに関する研修会
等への助成、1件あたり20万
円を上限に助成します。

会 長…福岡県知事
副会長…北九州市長、福岡市長、(一社)福岡県建設業協会会長
会員…行政、公共団体、建築工事業者、設備工事業者、識別工事業者、設計事務所
など

・活動内容、年会費等のお問い合わせ先 → E-mail sumaikyo-1952@fukuoka.email.ne.jp
TEL 092-643-3731

・申込、詳細 → <http://www.f-sumai.org/bosyu.html>

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県建築都市部 住宅計画課内 福岡県ゆとりある住まいづくり協議会

住まいの伝言板5月号

◇福岡県の居住支援法人について

◇福岡県マンション管理計画認定制度

◇福岡県内の空き家対策のご案内

◇福岡県主催 空き家・住まいの終活無料相談会

◇福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

◇福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度

◇耐震化に係る相談窓口

◇生涯あんしん住宅での耐震・省エネ性能の高い住まいに関する展示

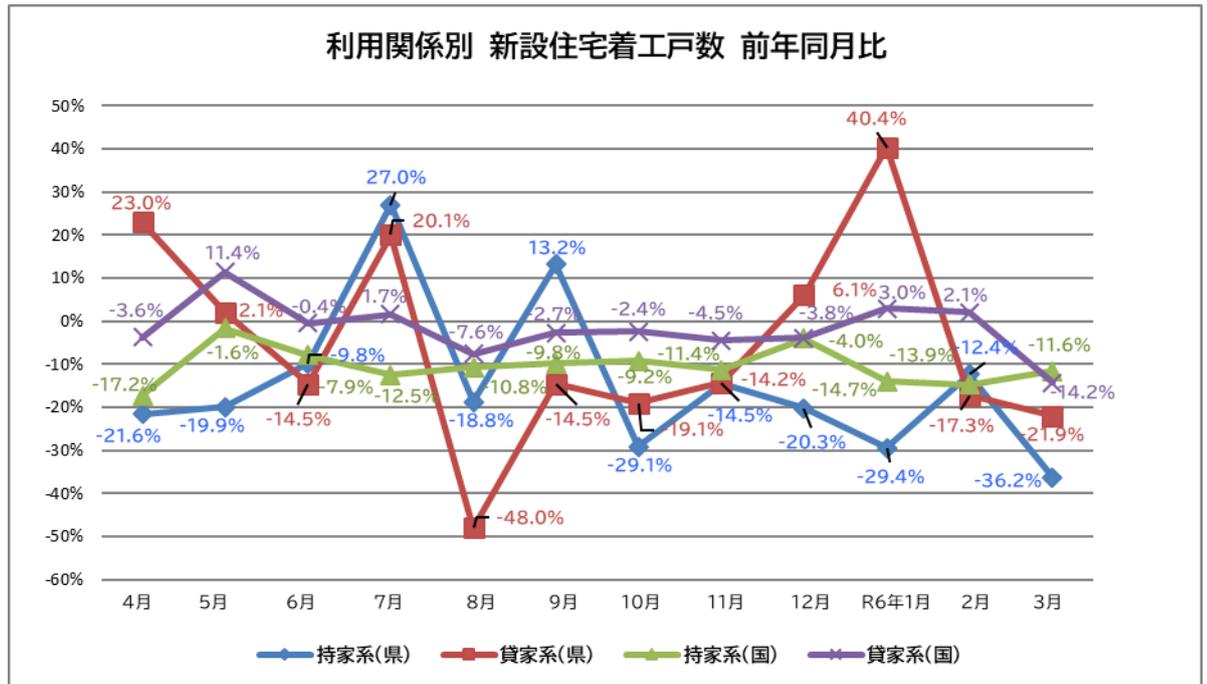
◇住まいの健康診断

◇福岡県子どもリノベ補助金

◇福岡県ゆとりある住まいづくり協議会新規会員募集

◆新設住宅着工統計(令和6年3月分)

新設住宅着工戸数(令和6年3月分)



令和6年3月の新設住宅着工戸数

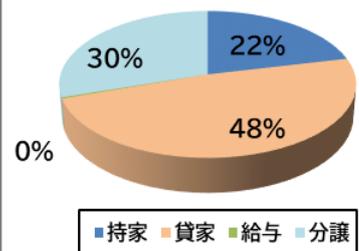
福岡県の3月の住宅着工戸数は2,621戸で、前年度同月の戸数を30.0%下回りました。

利用関係別では、持ち家系(持家と分譲住宅を足したもの)は1,346戸、前年度比で36.2%下回りました。貸家系(貸家と給与住宅を足したもの)は1,275戸、前年度比で21.9%下回りました。

また、全国の3月の住宅着工戸数は64,265戸で、前年度同月の戸数を12.8%下回りました。

利用関係別では、持家系では35,826戸、前年度比で11.6%下回りました。貸家系では28,439戸、前年度比で14.2%下回りました。

令和6年3月 利用関係別割合(県)



新設住宅着工戸数(県)

